

ネットいじめ問題への対応について

和洋女子大学特任教授 しばない やすし 柴内 靖



県内のある中学校において、3月1日の夕方に、2年生の生徒と保護者が至急相談したいことがあると来校してきた。相談内容は、インターネット掲示板に、当該生徒に対する誹謗・中傷する内容の書き込みがあり、どのように対応したらよいかというものであった。

学校では、すぐにその掲示板の書き込みを確認し、画面をプリントアウトし保存するとともに、すぐに学校内で調査することとした。

調査をしてみると、当該生徒に対する書き込みは、数名の生徒によると思われる他の誹謗・中傷も確認された。校内の調査では、残念ながら、書き込んだ生徒の特定はできなかったが、学校として掲示板の管理者に対して削除依頼し、その後、無事削除することができた。

また、緊急の学年集会を開き、ネットいじめの問題やSNS等の正しい利用の仕方等について指導を行った。更に、各学級でネットいじめの問題について話し合いを実施した。

【関係法令】

いじめ防止対策推進法 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

同法 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の

関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

ワンポイントレッスン

今回この問題を提起したのは、令和2年度が新型コロナウイルスの関係から、世間のみならず学校教育も大きな影響を受けたことで、児童生徒の精神的な不安やストレスが高まっていると考えられるからである。

学校での生活の在り方の変化や家庭での生活の仕方、外出制限など様々な行動が制限されることが多く、児童生徒に過度の精神的な負担が生じている。そのような中で、授業形態の変化からパソコンやスマートフォン等の活用が進み、良い点がある一方で、ストレス等から掲示板・ブログ・プロフへの誹謗・中傷をはじめネットいじめなど問題のある言動が生ずる恐れがあり、更にこの問題の特徴である発見が遅れ、深刻化することを踏まえて、今一度見直す必要があると考えた。

これまでも、各学校では情報教育の一環として、SNS等の正しい活用の指導は行っていると思われるが、再度、各学校では、家庭への啓発などその徹底を図ることが大切である。

1 いじめとネットいじめの状況

文部科学省の「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」が令和2年11月13日に公表され、全国の小・中・高等学校・特別支援学校におけるいじめ認知件数は、612,496件となり、

昨年度より68,563件増加している。その中で、いじめの態様のうち、パソコンや携帯電話等によるいじめ件数は、17,924件となり、前年度より1,590件増加している。

2 「ネット上のいじめ」の類型

SNS等の利用による課題やトラブルは、①長時間利用の問題②ゲーム使用による高額課金③いじめ④個人情報の漏洩⑤その他（不当請求・著作権侵害・自画撮り被害等）など様々なことが挙げられるが、それらの問題の中でも、特にネット上のいじめの問題は、児童生徒の精神的な影響は深刻で重大な問題である。

文部科学省の『『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集での類型では、①掲示板・ブログ・プロフでのいじめ（誹謗・中傷の書き込み、個人情報の無断掲載、なりすましでのネット上の活動）②メールでのいじめ（誹謗・中傷を行う、チェーンメールでの悪口や誹謗・中傷の送信、なりすましメールでの誹謗・中傷を行う）③その他（口こみサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗・中傷の書き込み）が示されている。

3 ネットいじめの特徴

ネットいじめの特徴を捉えてみると、①被害が短期間で極めて深刻なものとなること②児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなること③児童生徒の個人情報や画像がネット上に流失し、それらが悪用されていること④保護者や教師など身近な大人が児童生徒のインターネットの利用の実態を十分把握できず、ネットいじめの実態を早期に発見できず、効果的な対策を講じることが困難なことなどがあげられる。

多くの学校では、携帯電話、スマートフォン等の使用は原則禁止しており、その保有や使用については保護者の方の管理に任せている状況から、ネットいじめの事実を早期に把握することは非常に難しく、その対応が遅れてしまうのが実情である。

4 掲示板等への誹謗・中傷の書き込みに対する対応

学校で掲示板・ブログ・プロフ等への誹謗・中傷の書き込みを発見したり、本人や保護者からの相談で発見した場合には、①書き込みの内容を確認する（掲示板等のURLを記録する、書き込みをプリントアウトする、プリントアウトできない場合はカメラで撮る）②掲示板の管理者に削除依頼（管理者不明の場合はプロバイダに削除依頼）③削除依頼しても削除されない場合、警察や法務局等に相談するという対応を取ることが必要である。そして、その状況を本人並びに保護者に対して丁寧に報告・説明することが大事である（一般的にその対応は、事前に保護者の方との協議を踏まえて行う）。

5 本ケースから考えること

当校の対応では、相談を受けネットいじめについて、迅速かつ適切な対応をしている点は良い。また、緊急に学年集会や各学級での指導を行っていることも適切である。

今後は、この問題の被害生徒の精神的な苦痛を考慮し、心のケアに当たることや、加害者特定や根本的な問題点が判明・解決していない状況から、今後も発生する可能性があることを踏まえ、継続的な指導が求められる。

更に、この問題が拡大するようであれば、警察や法務局、児童相談所など関係機関の協力を要請し、被害者保護を第一に対応したい。

6 おわりに

コロナ禍における学校教育は、新たな指導方法などの授業改善と、大変な気遣いが今後も継続すると考えられる。家庭における児童虐待の問題と同様、学校が把握しにくい問題であるが、児童生徒にとって一番身近で信頼できる大人として、心身の健全な成長と人格形成を担う教師としての使命感のもと、自信を持って教育に当たることを期待したい。